

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十第

行發日一月七年十正大

論叢

利潤の經濟的・道德的性質(一) 法學博士 田島 錦治

營業の租稅給付能力 法學博士 神戶 正雄

進歩か退歩か(一) 法學博士 財部 靜治

農業勞働問題(一) 法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達(一) 文學博士 三浦 周行

時論

直接稅制度の整理に就て 法學博士 小川 郷太郎

說苑

我國農產物生産調査に就て(一) 法學博士 高岡 熊雄

雜錄

米國一家五口最少生活資調 法學博士 山本美越乃

Luca Paciolo 以前の會計史概要 法學士 大森 研造

家畜保險に就いて 經濟學士 野口 正造

ボルシェヴィズム分解の傾向 法學博士 河田 嗣郎

我が國に於ける農産物生産調査に就て(二)

高岡 熊雄

上來吾人は維新以降我が國に於ける重要農産物の生産調査に關する制度の概要を述べて遂に現行制度にまで及んだ。今や進んで現行制度の是非を批評して以て之が改正を促すべき立場に到着した。元來農産物生産調査の方法を論究するには(一)調査の區域、(二)調査の時期、(三)調査の方法、(四)調査の結果の發表なる四點に就て考慮を廻らす必要がある。今此等の諸點よりして現行制度は果して當を得たるものであるか否なやを研究して見やう。

一、調査の區域、市場的農産物の生産狀況に付いて調査をなし、其の結果を公表して廣く農産者其の他之と利害關係を有するものに有益なる參考資料を提供せんとするには、出來得る限り調査すべき區域を廣く定め、當該農産物の市價に影響を及ぼす地方の生産狀況を詳細に且つ精確に調査する必要がある。此の目的を能く達するが爲めには獨り自國內に於ける狀況許りでなく更に一步進んでは同一農産物を生産する他の諸國に於ける狀況に至るまで等しく手を延ばして調査し、世界に於ける生産及び集散等の趨勢を窺ひ知り得る様努めなければならぬ。さすれば調査

の結果は一層大なるものあるは言ふを俟たない。然しながら國家の權方の及ぶ範圍には自から限りあつて自から進んで廣く他國の事情をも併せ調査するが如きは事容易ならざる許りでなく殆んど不可能なる場合も少なくない。されば能く此の種の目的を達するが爲めには利害關係の相等しき列國が相協同して活動するより他に策なしである。是れ曩きに一九〇五年伊國羅馬に於て萬國農事協會なるものが設立せられた所以であつて、協會より出版する世界に於ける農産物の生産狀況に關する報告中には吾人の參考に供し得るものが頗る多い。只本邦の主要農産物たる米穀の生産に就ては我が國以外の主産國に於て信據するに足るべき調査報告の少なきは實に遺憾の次第である。之に反して北米合衆國の農務省が年々世界に於ける重要農産物の生産及び集産に關する統計的資料を蒐集し、同省年報の一部として世に公にするは吾人の常に感謝措く能はざる所である。然るに我が農商務省が現時行ひつゝある重要農産物の作況及び生産調査は既に述べたる如く北海道及び府縣にのみ限られてある、一般の農産物は兎も角農産物中の大宗たる米穀に關しては何故に今一層調査區域を擴張して獨り北海道及び府縣のみならず、朝鮮臺灣等の如き我が植民地をも包含せざるやは一の疑問である。本國に於て生産する米穀の數量は國民の需要に應ずること能はず、我が植民地より之が供給を仰いで辛うじて其の需要を満足せしめてゐる有様である。年に依りては植民地よりの移入のみにては尙不足にして外米をも輸入するの必要がある。我が國に於ける米價の高低は植民地に於ける米作の豊凶如何に依りて動かさるゝことが少なくない。農商務省の樹てたる將來食糧自給の計畫の如きものも本國と植民地とを合したる我が帝國としての食糧

自給策である。本國のみにては食糧の自給は到底不可能である。斯くの如く米穀の需給上極めて密接なる關係ある植民地なれば本國と相合して組織立てる制度の下に之が作況及び生産の調査を行つて以て或は生産を豫想し或は之が實收額を知るは必要ではあるまいか。或は現時植民地には獨立の官廳あり、植民地の農業政策は彼等自から之を行ひ中央官廳の職權以外に屬するものなりと論ずるものもあらん。然しながら等しく共に我が帝國の官廳たる以上は互に相談し互に相連絡を保ち此の種の調査を遂行することは決して難事ではあるまい。現時は出來得るだけ實際的にさへ萬事を處理せんとする世の中である。或は又植民地の文化の程度尙低く未だ斯る調査を能く行ふに適せずと辯解するものもあらう。勿論植民地に對して母國と全然同一なる方法に依らしむることは或は不便なる場合あり、或は不可能なる場合もあらう。然しながら能く民度に適應せる方法を定めて互に協力して調査することは不可能でもないであらう。從來當局者の採れる農業政策なるものが動もすれば只本國の農業界の事情のみを觀察して政策を樹て植民地の夫れと全然没交渉にして何等の連絡なき弊に陥らんとする傾向がある。然しながら今後我が國の農業界を改善するが爲めには到底植民地を除外することは出來ない。殊に食糧問題を解決せんとするに於てをやである。されば重要農産物殊に米穀の作況及び生産調査に於ては調査區域を擴張して廣く帝國全般を包含するを必要なりとなすものである。

二

調査の時期、信據するに足るべき調査の結果を得んとするには調査の時期が最も大切である。

とは明瞭である。明治三十六年の農商務省の訓令では既述した通り米穀收穫の豫想高を二十十日一週前と秋分との二回に行つた。然し本邦米作の豊凶に至大の關係あるものは二十十日より二十一日に至る期間の天候如何である。假令二十日以前の作況は良好にして多額の生産を豫想しても、此の警戒期に於ける天候如何に依つて直ちに裏切られるものであるから、二十日以前の豫想生産額は餘り市場の取引等に影響を及ぼさなかつた。されば大正六年の訓令では八月十五日を期して水稻作況を調査し單に良、稍良、普通、稍不良、及び不良の五種に之を區分して只其の大要を知ることとし、豫想收穫高は九月二十日と十月三十一日との二回に調査することゝ改めたのは蓋し其の當を得たるものなりと言はざるを得ない。而して此等調査の結果は地方廳の手を経て中央政府に報告するには、調査期日後五日乃至十日と期限が定てある。若し此の規定にして果して嚴格に墨守し實行せらるゝならば報道は可なり迅速に行はるゝと評して可なりである。實際は如何なる模様なのであらうか。北米合衆國農務省の作況調査の如き調査委員及び報告委員よりの書類の到達期限は頗る精確に定められ、何月何日何時までと時間までも規定しありて、若し規定の時間後に遅れて到着せる報告書あれば總て皆な之を沒收して使用せずとの事である。是は彼國に於ては此の種の調査をなすに中央集計主義を採り、調査資料は總て皆な委員よりして直接本省に送附せしめ、而かも委員の數が極めて多數なるが上に報告は實數を以てせず普通作に對する比例數を以てするものなるが故に、斯る規定も嚴重に實行して何等差支を生じないのである。調査の方法を異にする我が國には直ちに之を適用することは困難ならんも、調査の報告は迅速を尊ぶ

と云ふ精神に至りては以て則となすに足るであらう。

一三

調査の方法、農産物の生産調査が果して精確にして信を措くに足るべき結果を擧げ得るや否なや、之が調査の方法及び其の實行の正否如何に基く所大なるものである。現今行はるゝ水稻作況及び米麥の豫想收穫高の調査方法を考ふるに、既に述べたる如く水稻作況は平年作に比して調査年度の作況の良不良を調査申告せしむる規定である。我が國の農事調査に於て平年作に關する解釋は明治二十三年十一月十二日附の農商務省訓令第六十二號を以て初めて之を定めた。即ち米麥柄本省へ報告の節は前期十箇年間收穫高の平均數を以て後期十箇年間の平年作と定め其増減歩合は百分率を用ゆべし

但明治二十三年より向ふ十箇年間は明治十三年より明治二十三年に至る十箇年間收穫高の平均數を取り自後每期遞次此例に據るべし

とある。即ち既往十箇年間の平均收穫高を以て平年作と定めたものである。其の後此の規定を改めて現時適用する如く最近七ケ年中最豊凶の二ケ年を除き残り五ケ年の生産額を平均したるものを以て平年作となすこととなり、年々出版せらるゝ農商務統計表の如きも之を適用し水稻作況の調査も亦之を標準として年の豊凶を卜して居る。我が國の稻作は耕地面積の擴張や科學の進歩及び農業技術の改良等の爲めに長き期間を採りて互に比較すれば總生産數量は漸次増加しつゝあるも天候の良否如何に依りて年に豊凶あるを免かれないから、農商務統計表の如く米穀の生産實

收額を調査するものにては特に平年作なるものを計算して之を示すは確かに有益なる資料である。

然るに年々水稻作況を調査するに當り其の良否を比較すべき標準を現行制度の如く等しく之を平年作に置くは果して當を得たるものであらうか。今平年作を基として水稻の作況の良否を判定せんとすれば、八月十五日なる調査期日に水稻の成長狀況の表徴たるべき草丈の長短莖數の多少等を精確に計量し斯くして前七ヶ年の最豊凶の二ヶ年を除きたる残りの五ヶ年間に於ける水稻の草丈莖數等の平均數を算出したのものと比較對照して所謂平年作に對する作況の良否如何を判斷する。然し作況の良否を判斷するには此等の表徴の外に尙常に發芽の狀況、病虫害の有無氣象の關係等をも併せ注視する必要がある。而かも元々々々平年作なるものが机上に於て算出したる收穫高を生産し得る作柄を指すもので實際に起りたる現象でないから、此の架空的の現象を生じ得べき作況は勿論何人も實際に之を觀察するを得ず、其の表徴の一部は前述せし如く机上の計算に依りて算出し得可きも少なくも只想像をなすに過ぎざるものもある。想像的の作況を以て現實的の事情に照し合せて其の年の作況の良否を判定することは容易ならずして誤謬に陥り易き恐がある。又作況調査の結果を利用せんとする人に取りても實際平年作なるものに出合つたること無きを以て之を標準として公表せられたる作況の良否に依りて財界に如何なる影響を及ぼすやを想像するは容易でない。是れ事實上水稻作況の調査が餘り廣く一般に利用せられざる所以である。

されば水稻作況の調査をしてより有効ならしめんとするには平年作を標準となす代りに前年の

作柄を基礎とし元と相比較して以て其の年の作況の良否を調査することゝなせば可なりである。然るときは之を調査するものは實際最近に目撃し調査したる狀況に比較して當該年度の作況如何を判斷するのであるから、事は容易に行はれて且つ結果は正確であり、又商業者消費者其の他作況報告を利用せんとするものも直ちに前年の狀況より推して容易に其の年の米穀需給の狀態を豫想し得るから作況調査の効果を能く發揮し得るのである。而して又水稻作況調査の現行法にては平年作に比して當該年度の作況の良否を區別するに良、稍良、普通、稍不良及び不良の五種となし、道府縣別に之を示すけれども此の結果よりして直ちに全國に於ける生産狀況を推測することは困難である。されば帝國農會の如きは昨年の水稻作況の發表せらるゝや、其の結果に基き良とあるを平年作に比し五分増收とし、稍良とあるも三分増收、普通を平年作、而して稍不良とあるを三分の減收として道府縣及び全國の豫想石數を計算した。(帝國農會報第十卷第九號)。現在の如き調査方法に依るときは斯くの如き計算方法を定めて全國に對する豫想生産石數の算出を試むるより他に方法はなからう。然しながら増收或は減收の歩合を或は五分とし或は三分となすは全然一の假定に過ぎない。良とは平年作に比し増收五分以上の場合を云ふとの規定なるにも拘はらず何故に之を五分となして、何故に之を六分とし若くは七分となさざりしや、又稍良とは増收五分以内の場合を云ふにも拘はらず何故に之を三分と計算せしやと云ふに別に確乎たる證據はあるまい只研究者の見込に過ぎない。世人をして只漠然と良は増收五分なりとか稍良は増收三分なりとか其の割合を假定して計算し調査の結果を利用せしむるよりは、寧ろ初めより水稻作況の調査にて

は前年度の作柄を一〇〇とし之に對する歩合を以て現はすことゝなせば可なりである。然るときは道府縣の歩合よりして全國に對する平均歩合は直ちに算出することも出来又其の平均歩合に依りて全國の生産總額を推定することも出来る又若し水稻栽培に對する道府縣の重要な程度に應じて豫め之が比例數を定め置きて道府縣の水稻作況の調査の結果に斟酌を加ふるときは更に一層確かなる結果を得ることが出来るのである。或は言はん水稻作況にては良、稍良等の如き極めて大體の豫測はなし得るも到底歩合を以て之を示すことは不可能であると。是は架空的なる平年作を標準となすときは或は然らんに調査するものが、最近に目撃し能く熟知する前年度の作柄を標準として之が歩合を定むる場合には必ずしも不可能ではあるまい。加之調査の結果を利用するものが只假定的の歩合を各自勝手に定めて其の生産狀況を憶測するよりは結果は遙かに良好である。

前年作を標準となすとしても調査の結果が果して正確たり得るや否なやは實際之を調査する方法如何に依るものである。現行法では「道府縣に於て直接之を調査し」云々とあつて調査の方法に付きては何等の規定なく、全然之を地方廳の爲す所に任してある。されば其の方法は地方に依り色々異なり或は農事試験場長の職務の一としてある所あり、或は農事試験場の豊凶考證試験の報告を基として之を定むる所あり。其の他地方廳の監督の下に在る下級官廳及び自治體に命じて之を調査せしめ、事實上其の年の作況に關する市町村吏員の意見を加味するに農事關係者の夫れを以てするものもある。場合に依りては市町村吏員の意見を其の儘上級官廳に報告し、其の結果が府縣の作況となりて現はるゝ場合もあつて何れにしても調査の方法は頗る粗雑なりと評せざ

るを得ない。

水稻作況よりは更に一層正確を期すべき米麥の豫想收穫高の調査に至りても、農商務省の訓令には「成る可く各町村吏員をして實際の狀況を巡視せしめ精農者數名の意見を徴して調査報告すべし」とあつて無きには優る程度の規定である。此の種の調査をなすが爲めに市町村吏員は成る可く實際の狀況を巡視すべしとあつて、彼等は必ずしも親しく實情を調査するの責任を有しないから、只漠然たる机上に於ける見込を報告するものがあれば多少之に參酌するに實際宗の意見を以てするに過ぎないものもあると云ふ。

元來作況調査と云ひ、豫想收穫高の調査と云ひ共に、之を實行するには調査するものゝ見込に依るより外に適當なる手段方法なきも、如何にして其の見込を立つるかゞ重要なる研究問題である。現在行はるゝ規定の如き、斯る調査の目的を達する爲めには頗る不完全なりとの譏を免れない。今精確なる作況調査をなさんとせば市町村を適宜の調査區に分ち各區に調査委員を置き農事に精通せるものに之を囑託し、市町村吏員中農事に關係あるもの及び若し出來得べくんば農會農事試験場等の如き農事獎勵機關の關係者と相携へて必ず調査區の狀況を親しく能く視察して實地の調査を行ひ、互に相協議して前年度の作柄に對する作況の良否如何を判斷して之が歩合を定むる。斯くして得たる調査の結果を集め其の平均歩合を以て一村の水稻作況となし、各町村の平均歩合を以て郡の水稻作況となし、遂に府縣の水稻作況となすのである。豫想收穫高も亦之に準じて調査すべきである。只此の場合に於ては調査委員の調査の結果なりしを町村の豫想收穫高

を求むるには其の平均數を算出するにあらずして之を加算するのである。若し上述せし如き程度に至るまで精確に調査を行ふこと能はざる場合には作況調査と云ひ又豫想收穫高の調査と云ひ少なくも之が調査の任に當るものは必ず相當地方を親しく巡視し能く實際の狀況を調査して後ち各自の見込を立て、更に地方に於て農事に精通せるものゝ意見等を徴して能く之を參酌し最後の決定をなすことに改むれば現行制度よりは遙かに正確なる結果を齎らし得ることが出來やう。

作況及び豫想收穫高の調査と異なり米麥等の實收額調査は實際に農業者が生産したるものゝ産額を調査するものであるから、其の方法宜しきを待る場合には必ず正確なる結果を擧げ得べき答のものである。現時行はれつゝある調査法も之を水稻作況又は豫想收穫高の調査に比すれば稍嚴格なる規定が設けてある。即ち(一)區町村を適宜の調査區に分ちて調査委員を置き成熟期に於て實地に付きて調査せしめ農業に關する學術若くは經驗あるもの三名以上の意見を參酌して定むるか、(二)若くは標準と認むべき地方に於て坪刈を行ふか、(三)或は之よりも更に一層精密なる調査を行ふかの三種である。此等調査の方法如何に依り其の結果に精粗の差の大なるものがあり得るも其の何れの方法を採用すべきやは一に之を地方廳の任意としてある。現時道廳府縣は實際何れの方法を採用しつゝあるかを知る爲めに、余は昨年道廳及び各府縣に現時實施しつゝある農事統計調査の方法及び統計樣式に關する書類の送附を依頼した。而して之に對して回答を受けたるものゝ一道廳二府三十八縣であつて遂に何等の回答に接せざりしものが一府六縣である。回答せるものゝ印刷物の殘部なしとて斷り來りたるもの一府二縣にして、殘りの一道廳一府三十六縣よ

り印刷物若くは印刷物の殘部なきが爲めに特に規定の謄寫で送附せられた。吾人は其の厚意に感謝の辭なしである。之を何等の回答をなさざりしものに比して地方廳に依りて學術的研究に對する態度に大差あるを知つた。

今農事統計に關する書類の送附を受けたる一道廳一府三十六縣に付きて現在重要農産物殊に米麥に關し實際如何なる調査方法を採用しつゝあるやを取り調べたるに之を四種に分つことが出来る。即ち

一 是小票を用ひ調査員が生産者各戸に付きて生産額を調査するものにして岡山縣一縣あるのみ。岡山縣よりしては調査規程の殘部なしとて單に小票のみを送附し來りたるを以て彼地に於ける調査の方法は遺憾ながら詳細に之を知るに由がない。小票は米麥に對し各三枚にして内一枚は集計票であるを他の二枚は調査票である。何れも半紙八つ切の形である。米に關する調査票の一枚は耕作者が自己の住する市町村内に於て耕作する粳米及び糯米の作付段別及び收穫高を自調査區及び他調査の二項に分ちて調査し、他の一枚は他市町村よりの入作者の耕作する粳米並に糯米の作付段別及び收穫高を調査するものである。集計票は調査員が各自擔當調査區内に於ける調査の結果を湊合したる作付段別及び收穫高並に調査票數の記入をなすものである。麥に關する調査票も米の夫れと大差なく、自市町村内に於ける耕作者と、他市町村よりの入作者の耕作する大麥裸麥及び小麥の作付段別及び收穫高を田畑に區分して記入するものである。調査の方法は他計主義に據る。

二 は坪刈法を採用するものにして、巖手、宮城、千葉、岐阜、三重、滋賀、奈良、廣島、香川及び佐賀の十縣である。

三 は一段歩刈法に依るものにして鳥取縣の一あるのみ。即ち鳥取縣にては米は上田、中田及び下田各一段歩を刈り取り、其の各重量百分の一を玄米とし、收穫高を百倍して各標準一段歩の收穫高とし、麥は中等作柄の地一段歩を皆な刈取る。

四 は農商務省の訓令と同一の規定を設くるものにして一道廳、一府二十三縣に上り最も多數である。實際に於ては此等の地方は別に小票も用ゐず、坪刈もなさず、只農業地方の狀況を實視して收穫高を調査するものにして、現在行はるゝ方法中最も不完全なるものである。而かも斯る方法に依れるものが府縣の大多數を占むるは是れ即ち我が國の生産統計が不完全なりとの非難を受くる所以である。

斯くの如く現在行ひつゝある調査方法は不完全なるものが多いから、之を改めて農業者の實際生産せし收穫量を正確に調査するには各生産者をして各自の實收數量を正直に申告せしむるが最も良好なる方法である。之が爲めには農村を適宜の調査區に分ち、各區に調査委員を置き、一定せる申告用紙を各生産者に配附せしめ、生産者をして其の年度に於ける作付段別、收穫せし生産物の實收數量等を事實の儘記入せしめ、期日を定めて之を蒐集するに在るのである。調査委員は申告書に依りて調査區域内の作付段別、生産額等を計算し要計表を作成して申告書と共に之を町村に送附し、町村は之に基きて町村内の作付段別、生産額等を計算して町村別の要計表を作成し、

一切の書類と共に之を郡に送附し、郡は又同一の手續を経て之を府縣に送り、府縣も亦等しく同一の手續をなして書類一切を中央官廳に送附し、茲に全國に於ける作付段別、生産額等を調査計算すること恰も第一回國勢調査の如くなすときは比較的正確なる結果を知ることが出来る。

若し前陳せるが如き方法を採用すること能はざる場合には、生産者の申告書は調査委員が要計表と共に町村に送附するまでに止めて所謂地方集計主義を採り、町村より郡に、郡より府縣に、府縣より中央官廳へは只要計表のみを送附することゝなせば手續は遙かに簡單となるも結果は現在の調査に優ること數等である。

各戸申告に依る調査法にて調査の期日は如何に之を定むべきやと云ふに、人口靜態調査と異なり或る一定時に於ける情態を知らんとするものでなく、或る年に於ける生産状態を知らんとするものである許りでなく、收穫期の如きも地方に依りて異なるを以て全國に亘りて統一的に之を定むること困難であるから、現在の規定の如く地方廳よりの書類申達期のみを定め置きて實地の調査期日は各地方廳をして地方の事情に應じて之を定めしむれば可なりである。又生産者の申告は現在岡山縣が行びつゝある如く他計主義に依るか將た自計主義を採るかは研究を要する一の問題であるが、既に昨年第一回國勢調査を實施するに當り自計主義を採りて成效せしを見れば、申告の更に之より簡易なる收穫調査にては自計主義に依りて可なりと思ふ。北米合衆國にては十年毎に行ふ國勢調査にては多數の農産物に付て申告書に依りて生産調査を行ひ、其の他の年には普通作に對する割合のみを調査委員及び報告委員をして申報せしめ、收穫調査局に於て之が實數を計

算する組織なるも、我が國にては申告式の如き精密なる手續に依りて調査すべき農産物の種類は當分の内は米麥にても限りて可ならん。場合に依りては麥も暫らく除き、先づ米穀のみ此の方法に依りて調査し、他は之を後日に譲るもよいであらう。

小票式調査法に依れば勞費を要すること少なくないから年々之を實施するは容易にあらざるべく先づ三ヶ年に一回づゝ之を行ふこととし、其の他の年に於ては宮城縣其の他の例に倣つて米の實收額の調査には町村を或る適當なる調査區に區分し必ず坪刈の方法を實施せしむることとせば現在よりは遙かに信據するに足る結果を奏するや明かである。

以上述べたるが如き調査方法を採用して之を實行するには相當の經費を要する、然しながら食糧問題、米價問題等種々重要な國家的問題を解決するの必要切なるものある現今の時代に於ては本邦農産物の大宗たる米麥の生産を正確に調査する上に於て多少の犠牲を拂ふは已むを得ない。調査方法に關して上來陳述せし所は主として道及府縣に適用すべきものであつて若し余が曩きに主張せし通り調査區域を擴張して廣く我が植民地も包含せしむるときは直ちに此等の方法を彼地に其の儘實施するは種々なる困難を生ずるであらうから能く周圍の事情を參酌して適切なる方法を定むべきや勿論である。

一四

調査の結果の發表、最後に一言すべきは調査の結果の發表である。水稻作況及び豫想收穫高の如き事の未だ起らざるに調査するものは勿論實收生産額の調査と雖も成る可く迅速に其の結果

を公表すべきである。從來農商務省は水稻作況米麥の豫想及び實收穫額等に付きては、調査の都度官報等にて成る可く早く報道せんとの努めしも尙大正七年度農産物の實收穫額にして大正九年發刊の農商務統計表に始めて掲載せられたるものありしが如き有様であつた。然るに昨年七月以來農商務時報なる月刊出版物を發刊し生産調査に關する結果も之に掲載せらるゝこととなつたは大なる改良である。此點に就ては北米合衆國農務省の生産調査事業の如きは他の模範となすに足るものである。彼國にては調査の結果明かなるや直ちに之を公表するが爲め豫め新聞記者其の他調査の結果に密接なる關係を有する商會の代表者杯を何月何日何時分に參集する様時間を定めて招集し置き一分時を競ふて之を公表する。是れ調査の結果が市場に於ける取引に重大なる關係を及ぼすが爲めであつて、收穫統計局の調査の結果が取引所に送電せらるゝや市場は一大活動を呈するは常なりと云ふ。されば其の調査如き結果の公表せらるゝまでは極めて嚴重に之が秘密を保ち他に漏るゝことなき様細心の注意を拂ひつゝあるも亦之が爲めである。而して調査の結果の詳細なるものは毎月發刊する Crop Reports に掲載してある。我が國に於ても將來は農商務統計表及び農商務時報の外に特に農産物の生産集散等に關する事項のみを掲載する簡單なる月刊出版物を發刊し成る可く廣く且つ成る可く迅速に調査の結果を報道すべき方針を採る可きである。

附記 農産物生産調査問題に就て特に趣味を有する讀者は國民經濟雜誌大正八年十二月號に掲載せし拙稿「米國に於ける農産物の調査方法に就て」を併せ一讀せられんことを望む。

(大、一〇、三、二六稿)